

地域で鳥獣対策を！

1 「えさ場」をなくしましょう！



- ・収穫残さを放置しない！
- ・畦畔やのり面の雑草を管理する。
- ・ゴミは指定の日に出す。
- ・収穫が終わった後も電気柵などの対策を続ける。



野山に餌が少なくなる冬季は、鳥獣を寄せ付けなくするチャンス！！

2 「隠れ場所」をなくしましょう！

- ・集落内のすみかやひそみ場をなくす（荒廃農地、茂み、ヤブ等の解消）。
- ・集落内のみはらしを良くする（緩衝帯の設置、枝打ち等）。



特にイノシシは隠れる場所や安心できる場所があると近いうところを好みます



3 「人慣れ」を防ぎましょう！



- ・餌付けしない。
- ・不用意に近づかない。
- ・音をたてて追い払う。
- ・放任された果樹や収穫残さを餌にしている鳥獣も見逃さず追い払う。

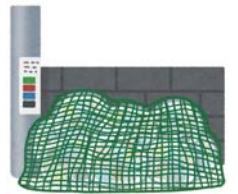


人慣れしてしまうと頻繁に出没するようになり危険です。

4 定期的に「環境点検」を実施しましょう！

【点検の視点】

- ・「えさ場（放任果樹、野菜くずの放置等）」になりそうなところはないか。
- ・周辺に鳥獣のすみかはないか。
- ・侵入防止柵やゴミステーションの設置場所と管理状況は適切か。



地域全体で協力して行うことが大切です。



知らず知らずのうちに農地や集落が鳥獣のえさ（餌）場や隠れ場所になっていませんか？被害防止のために地域で鳥獣を「寄せ付けない」対策を行いましょう。また、生息地である森林の環境整備を行い、野生に誘導することも重要です。

お問い合わせ先 農地・集落等にでた場合 …… 肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417
 森林等にでた場合 …… 肝付町役場 林務水産課 ☎ 0994(67)4513
 宅地等にでた場合 …… 肝付町役場 総務課 ☎ 0994(65)2511

訪問購入にご注意ください

不用品など何でも買い取ります。いらぬ服や着物などありませんか？



電話で勧誘して消費者の自宅を訪問して買い取ります。「訪問買取」や「押し買い」と呼ばれることもあります。



終活の一環などとそそのかされ来訪を承諾すると、消費者が売ろうとしていた不用品ではなく宝石や貴金属を出させて強引に買い取っていきます。

■トラブルに遭わないために

- 訪問して買い取る業者との契約は慎重に
 - 買い取りを承諾した物品以外は売らない
 - 業者が訪問する時は一人ではなく家族や周囲の人に立ち会ってもらう
- 訪問購入はクーリング・オフができます！！



■クーリング・オフの方法や困ったな、おかしいなと思った時はお早めにご相談ください

消費生活相談窓口（内之浦総合支所 産業創出課内）
 ☎ 0994(67)2116

消費者ホットライン ☎ 188

（土・日・祝日は県・又は国の相談センターに、つながります）